広報 肱川

発行 肱川町
TEL { 16 / 28
編集 総務課
1966.10.20号

国民年金は

私たちの恩給!!

―三十五才以上の人のために―

国民年金の老令年金を六十五歳から受けるためには、六十歳になるまでに二十五年以上保険料を納めているか、免除（納付した期間と免除された期間の合算でもよい。）されていなければなりません。

しかし、国民年金制度が発足した昭和三十六年四月一日から六十歳になるまでの期間が、二十五年に満たない人がいます。昭和六年四月一日以前に生れた人がそれです。

この人たちは、老令年金を受けるために必要とされる二十五年という期間が、生年月日に応じて、それぞれ二十四年から十年に、特別に短縮されています。（表をご覧ください。）

期間が短縮されているとはいえ、今まで保険料を納めもせず免除も受けず、ほったらかしにしていた昭和六年四月一日以前に生れた人が、老令年金を受けられるためには、昭和四十年度中の誕生日にかかる月からの保険料を必らず納めるか、免除されるかしていなければ、短縮された期間をも満たせなくなります。

表を見ながら、例をあげて説明してみましょう。

大正十年五月十日生れの人が老令年金を受けられるための必要な期間は十六年（表B欄）です。満六十歳になるのは、昭和五十六年五月九日（表C欄）です。保険料は、昭和五十六年四月まで納めなければなりません（表D欄）。十六年の期間を満たすためには、昭和四十年五月からの保険料を必ず納付するか免除されるかしていなければならない（表E欄）。

国民年金の保険料は、二年前までさかのぼって納めることができます。つまり、昭和四十二年一月三十一日までに納めるとすると、昭和三十九年十月分の保険料までさかのぼって納めることができます。

今まで保険料を納めもせず、免除も受けず、ほったらかしにしている大正三年十月二日から昭和六年四月一日までの生れの人でも、今だと、二年前までさかのぼって保険料を納めると、老令年金を受けるに必要なそれぞれの期間をぎりぎりで満たすことができるということになります。

明治四十四年四月二日以降、大正三年十月一日までに生まれた人は、すでに十年という期間を満たすことはできませんが、表B欄の（　）の中の年数だけ保険料を納めていれば（免除期間を含むか保険料を納めた期間が一年以上必要）、六十五歳から七十歳までの間老令年金を受けられ、七十歳から老令福祉年金が受けられます。

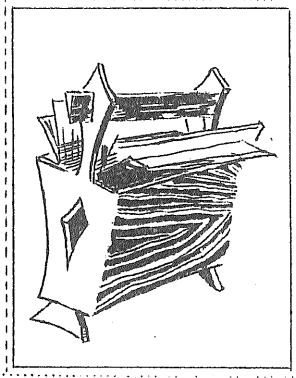

期間短縮者の期間と，これを満たすために保険料の納付を開始しなければならない時期の関係一覧表

被保険者の生年月日 (A)	老令年金受給に必要な期間 (B)	60才に到達する年 (C)（4月1日～3月31）	保険料納付を要する最終年月 (D)（60才到達の前月）	(B)の期間を満たすために，納付を開始しなければならない最終の年月 (E)
明44.4.2～明45.4.1	10年(4)	昭 46～47	昭 46.3～47.2	昭 36.4～37.3
45.4.2～大 2.4.1	10 (5)	47～48	47.3～48.2	37.4～38.3
大 2.4.2～ 3.4.1	10 (6)	48～49	48.3～49.2	38.4～39.3
3.4.2～ 4.4.1	10 (7)	49～50	49.3～50.2	39.4～40.3
4.4.2～ 5.4.1	10	50～51	50.3～51.2	
5.4.2～ 6.4.1	11	51～52	51.3～52.2	
6.4.2～ 7.4.1	12	52～53	52.3～53.2	
7.4.2～ 8.4.1	13	53～54	53.3～54.2	
8.4.2～ 9.4.1	14	54～55	54.3～55.2	
9.4.2～ 10.4.1	15	55～56	55.3～56.2	
10.4.2～ 11.4.1	16	56～57	56.3～57.2	
11.4.2～ 12.4.1	17	57～58	57.3～58.2	40.4～41.3
12.4.2～ 13.4.1	18	58～59	58.3～59.2	
13.4.2～ 14.4.1	19	59～60	59.3～60.2	
14.4.2～ 15.4.1	20	60～61	60.3～61.2	
15.4.2～昭 2.4.1	21	61～62	61.3～62.2	
昭 2.4.2～ 3.4.1	22	62～63	62.3～63.2	
3.4.2～ 4.4.1	23	63～64	63.3～64.2	
4.4.2～ 5.4.1	24	64～65	64.3～65.2	
5.4.2～ 6.4.1	25	65～66	65.3～66.2	

注 (B)欄の（　）の中の数字は特例による老令年金の必要期間

9月の出来事

3日	狩猟講習会
4日	交通法規説明会
6日	定例民生委員会
7日	商工会事務所移転
10日	定例町議会
12日	農業委員会
14日	家畜品評会（中居谷）
15日	敬老の日式典
	婦人会役員会
16日	町議会・建設委員会
19日	家畜品評会（岩谷）
20日	〃（中津）
21日	定例町常会
28日	家畜品評会（予子林）
	〃（大谷）

国土調査（4）

調査は現況主義で

現在の土地台帳や字限図では面積・地目・形等が現況とかなりくい違ったものがあります。

例えば、地目にしても何十年も前から木が繁っているところが畑のままであったり、開田したところが山のままであったりするものがあります。これは、人が結婚をしても届を出さず、戸籍簿がそのままになっていろいろ様なもので後になっていろいろ支障を来たすことになります。

今度の調査は、土地の戸籍を作るわけですから、つとめて調査時点の現況に合わして調査を行い登記をすることになっています。本来から云えば登記簿に記載されていることに異動があった場合は直ちに申請して変更の登記をしてもらわねばならないことになっていますが、これをいちいち本人が行っていたのでは到底間に合いませんので、国土調査を実施する時に限り本人の申請がなくても登記簿を修正できる様便宜の処置がとられることになっています。

又前号でものべました様に合筆や、分筆等も出来、相続登記も一部分町が代って手続き出来るものもあります。この様に登記の修正をする土地等は一筆地調査を行うとき一筆毎に調べていますので前もってどの様に直したらよいか各人で考えておいて下さい。

こゝで地目の変更を希望される場合注意しておいていただきたい事は、農地を他の地目に変更する場合は農地法により知事の許可を要することになっています。田や畑に植林をしているところ等がかなりある様子ですが、許可なしで転用した場合農地法違反となります。手続のし方等については後日、農業委員会より指導を願う予定ですが、この様な手続きも前もって行っておいていただく必要があります。

地図と面積は測量の結果にもとづいて自然に修正されます。今度の調査では千分の一又は五百分の一の定った縮尺で各筆の境界を測量しますので現況とびったり合った地図が出来るわけで、この地図をもとに電子計算機を使って各筆毎の正しい面積を計算することになっています。

町の人口動態

9月31日現在

世	1,250		
男	2,852		
女	2,848		
計	5,700		
出生	京造	武田	淳子
	汗生	宮岡	幸栄
	下地川	城戸	隆志
死亡	かざり	中岡	千代子
	小ヤブ	竹本	アサヨ

交通安全スローガン

- ブレーキは早めにスピードは控えめに
- もう一度よく見て渡れ手を上げて
- 飲酒運転事故のもと
- 無理な追越しやめましょう
- 世界の願い、交通安全

合図は正しくわすれずに!!

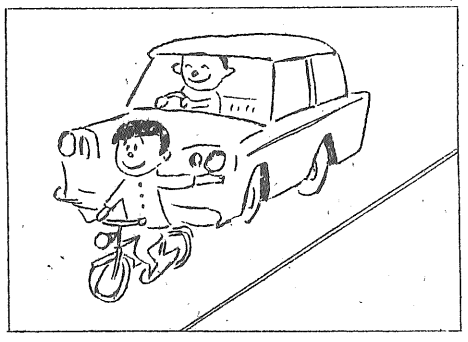

(841) 1966.10.20

一口医学

子供に多いギョウ虫

手足をきれいに洗いましょう

ギョウ虫は、子供におおくみられる寄生虫です。長さ、三ミリから十二ミリくらいの白い糸くずのような虫ですが、ほかの寄生虫よりも、いろいろな害をおよぼすいたずらものです。

夜、ねているとき、ギョウ虫が産卵のためコウ門を出はいりするので、コウ門のまわりがむずがゆく、夜泣きやおねしょうの原因になるのです。またおシリをかくためにコウ門周囲が赤くただれて、コウ門皮膚炎をおこしたりもしますし、睡眠不足のため、落ち着きがなくなり学力低下の原因になることもあります。

子供がおシリをかいてギョウ虫卵のついた手でお菓子をたべたり、下着、ふとんなどについた卵が散ってそれが又口へ運ばれて感染ということがおおいのです。したがって予防には、よく手を洗うこと、へやの掃除をよくすること、下着を清潔にすること、卵は直射日光に弱いから衣類などはできるだけ日光にさらすことです。

育児相談のお知らせ

下記により，栄養士と保健婦による，育児相談をひらきますから，対象者は多数出席されるよう御案内いたします。

記

1. 日時及場所
　１０月２４日午后２時より肱川町役場
1. 対象者
　昭和４０年１１月１日から昭和４１年６月３０日間の出生児

秋の防犯

暴力や迷惑をなくしましょう。

秋祭りや行楽地では、酔っぱらいのいやがらせ、グレン隊などの暴力が多くなります。

酔っぱらいや、グレン隊がたむろしているところには近寄らないことはもちろんですが、自分自身、お酒の飲み過ぎなどで人に迷惑をかけたりしないよう注意しましょう。

また、被害を受けたとき、被害にかかっているのを見かけたときは、すぐに一一〇番に知らせましょう。

忙がしくても子供に注意しましょう。

少年の不良化の原因は、そのほとんどが家庭の放任にあるようです。

忙がしくても、一日に一度は子供と話し合う機会をつくり、よく話し合いましょう。

林業だより

効果のあるひのきの枝打

ひのきは、木目が美しいことと、強い耐久力により、建築材家具材として広く用いられていますが、現在、良い材が少なく相当な高値を呼んでいます。

しかしその反面、一番玉のように節が比較的少ない材と、二番玉のように節の多い材とでは単価が一割以上も違っています。

また、一例を家具材にとってみましても、節の直径の巾に、材の長さの部分だけは除かねばならず、値段の高低の因子となっています。

節は、枝を巻き込んでできるもので、技打はその節を作らないためと、枝による寸落を防ぎ材積を多くする二つの目的があります。

実施にされる時は計画的に、地上より打てる間は極力一度に多く打たないで、回数を増やして、生長に支障がない程度にしてください。

なお、休眠期間中に、速かに実施してください。

（林業改良指導員）

肱川土場木材相場表

長寸		すぎ	ひのき	まつ	その他
4m〜4.20	7cm下	72	76		ザツパルプ 1.5m〜2.1m
	8〃上	40	62		末口6cm上
	12〃	50	83		16円80銭
	16〃	52	81	40	マツパルプ
	30〃	54	87	47	1.5m〜2.1m
3.0〜3.2	7下	45	48		末口6cm上
	8上	48	53		23円50銭
	13〃	53	85		マツ箱材
	16〃	51	76	40	2.1m
2.0〜2.1	7下	30	30		末口14cm上
	8上	25	25		27円
	16〃	31	31		
	30〃	42	42		
1.0	12上	20	22		
6.0	13上	55	91		
足場		1m³につき	50〜75		

本表は 肱川町内の自動車土場の価格です（才当り）
故に 運債や市場手数料など差し引いたものです

乾しいたけ相場表

県森連しいたけ共同販売所に於ける 相場

1.入札の月日
　S．41.10.12

2.入札の箱数　550箱

3.価格　高値　3.760
（k当り）　平均　2.800
　安値　1.600

4.概要
　相場上向 特に薄物強気配

次回市　10月27日

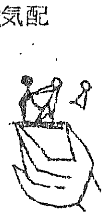

１１月分学校給食献立案（予定）

肱川町教育委員会

日	曜	献立名	使用材料	熱量 幼	熱量 小	熱量 中	蛋白質 幼	蛋白質 小	蛋白質 中
1	火	ちゃんぽん	豚肉，さつまあげ，玉ネギ，人参，白菜	618	770	1040	23.4	28.9	38.7
2	水	炒り豆腐	豆腐，白菜，ピース，人参，さつまあげ，ネギ	508	660	870	24.5	29.5	38:9
4	金	マカロニかき揚	マカロニ，玉ネギ，人参，ウズラ豆，ネギ，油	531	650	880	22.5	26.1	35.4
7	月	親子もどき	鶏肉，人参，玉ネギ，じゃが芋，ネギ，あげ	531	663	869	23.0	27.9	37.1
8	火	卵うどん	うどん，卵，人参，ネギ，油揚，ちくわ，煮干	513	639	851	22.3	26.6	35.3
9	水	凍豆腐あんかけ	凍豆腐，シイタケ，玉ネギ，白菜，ネギ，人参	520	645	859	23.8	33.1	43.1
10	木	ジャガ芋含め煮	牛肉，ちくわ，ジャガ芋，人参，こんにゃく	467	595	796	21.1	26.5	35.8
11	金	さつまあげ，こぶ磯辺揚	さつまあげ，こぶ，小麦粉，青のり，粉乳，油	552	655	897	23.6	25.9	36.9
14	月	お浸し	白菜，人参，ちくわ，油揚，ごま，砂糖	441	557	754	21.8	27.2	36.5
15	火	焼きビーフン	ビーフン，鶏肉，さつまあげ，玉ネギ，人参	550	695	935	21.5	26.9	36.0
16	水	けんちん煮	豆腐，白菜，人参，ちくわ，大根，鶏肉，油	485	607	809	24.4	30.1	38.1
17	木	ぜんざい，リンゴ	小豆，砂糖，サツマ芋，小麦粉，粉乳，リンゴ	584	741	1094	23.1	28.5	37.8
18	金	ソーセージカレー揚，清汁	ソーセージ，カレー粉，小麦粉，油，凶，ネギ	464	582	777	23.1	28.5	37.8
21	月	味噌汁	豆腐，サツマ芋，ワカメ，人参，ネギ，味噌	529	663	876	29.3	36.4	47.1
22	火	焼きそば	そば，豚肉，玉ネギ，人参，キャベツ，いか	636	794	1062	23.7	28.9	38.7
24	木	ポークビンズ	ウズラ豆，玉ネギ，人参，ジャガ芋，豚肉	544	671	888	22.9	28.0	37.0
25	金	親子汁，揚げパン	鶏肉，玉ネギ，人参，ちくわ，卵，油，ネギ	534	667	872	23.0	27.9	37.1
28	月	さつまいもの煮付	サツマ芋，さつまあげ，たまねぎ，人参，砂糖	514	641	752	12.4	21.5	32.0
29	火	カレーシチュー	マカロニ，ジャガ芋，人参，鶏肉，白菜，	513	639	855	22.9	28.2	38.0
30	水	鯨肉の味噌煮	鯨肉，玉ネギ，ジャガ芋，人参，白菜，味噌	525	661	878	29.6	33.7	42.4

バイクには保険が必要

十月一日から強制実施

去る一日から、原動機付自転車を運行するには、必ず保険には入らなければならないよう、法律できまりました。保険は、農協等で取り扱っています。

なお、小型特殊自動車（テーラー）の保険は、必要でなくなりました。